

平成28年度当初予算編成方針

(平成27年11月)

1. 国内の動き

国では、雇用や所得状況の改善傾向など緩やかな経済の回復基調が続いている一方で、地域経済においては、消費の回復にばらつきがあり、人口減少の進行など、地域を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いている。

地方財政は、国庫支出金等を見直すとともに、地方創生予算への重点化を行うことにより新型交付金を創設・活用し、地方創生の深化を図る。また、地方交付税について、頑張る地方自治体を支援する算定を強化・推進するとする中、地方の一般財源総額は、平成30年度まで平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保としている。しかし一方では、地方交付税概算要求額16.4兆円は、平成26年度予算額と比較して△2.0%、3,282億円の減額となっており、交付税の増額は期待できない。

さらに、今後予定されている消費税増税により、消費の冷え込みが懸念され、大幅な税収増も見込むことができず、一般財源の確保が厳しい状況が続く見通である。

2. 日南町の状況

平成27年度の財政運営は、大型事業の実施がある中、地方交付税及び国県支出金、町債などの依存財源、平成23年度から続く繰越金により財源が確保された。

「財政健全化法」による平成26年度の判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率ならびに公営企業会計の資金不足比率いずれも早期健全化基準を下まわっている。しかし、普通会計決算による経常収支比率については、普通交付税、臨時財政対策債発行額の減により90.2%と前年度比で1.1ポイント改善したが、財政構造の硬直化が顕著であると言える。また、平成26年度決算においても全体の25.3%しか自主財源が確保できない状況から、予算編成にあたっては、事業の重要性及び優先性を明確にし、必要な事業に限られた財源を配分することにより、継続して健全な財政運営の堅持に努める必要がある。

歳入では、地方税は個人住民税が近年続く米価低下による農業経営低迷、納税者の移動等で減、法人町民税は大きな制度変更も無いため堅調に推移すると思われる。固定資産税は平成27年度評価替え及び長引く景気低迷により、家屋の新築、償却資産の設備投資の増加が見込めないため減と見込む。軽自動車税は制度改正により微増を見込むが、地方税全体では微減となると思われる。

予算の約半分を占める交付税については、国の概算要求によると出口ベースで対前年度比△2.0%、また平成27年度国勢調査速報値の影響により減少すると思われる。自主財源が乏しい本町にとって、今後の普通交付税の減額による財政運営への影響は大きなものがある。

町債については、第5次総合計画の実施計画ともなる「新たな過疎計画（平成28～32年度）」と合わせて有利な財源を活用する。そして可能な限り基金の取崩は行わず、臨時財政対策債の発行を予定する。

一方歳出は、「第5次総合計画の後期基本計画」、「日南町人口ビジョン・総合戦略」、「新たな過疎計画」を総合的に推進するため、人件費、扶助費、公債費の義務的経費の抑制に努めながら、投資的経費については、引き続き道の駅を中心とした「まち・ひと・しごと創生」の核となる拠点づくりに必要な事業予算を確保する。

「まち・ひと・しごと創生」、2040年人口3,427人の実現を目指し、「創造的過疎のまちー過去は変えられないが、未来は変えることができる。」の理念のもと、町民、団体、企業、行政がまちづくりの目標を共有する取組みが重要視される一年になる。

3. 平成28年度基本方針

(1) 重点施策

平成28年度は、地方創生元年「まち・ひと・しごと創生」を施策の柱として、次の取組みを推進する。

① 仕事をつくり、安心して働けるまちづくり

中心地整備構想、日南町版スマートビレッジ構想実現に向け「道の駅 にちなん日野川の郷」を核として賑わいのあるまちづくりの推進、農林業の6次産業化を含めた地場産業の振興や雇用創出、高齢者と若者の交流及び町内外の交流促進に向けた取組を展開する。また、電気自動車等を活用した新たな公共交通体系を検討する。

② 日南町への移住・定住を促進させる

日南町の人口は、過去の住民移動の実績から推計すると、30年後には2,000人台になると見込まれている。しかし生産年齢人口の減少に歯止めをかけ、次世代への存続につながるよう、過疎であっても誘導的な過疎＝『創造的な過疎』の町を目指し、多様化する移住定住やU/IJターンのニーズに対応した定住化対策の強化に努める。

③ 結婚・出産・子育ての希望を実現させる

男女の出会いの場を確保し日南町で幸せな家庭を築いていただけるような婚活イベント、結婚・定住者等に有利な補助制度を検討する。多様性社会に対応し、将来活躍する人材の創出を目指した、保小中一貫教育の取組及び学力向上の取組強化を行う。

④ 安心して暮らし続けられる地域づくり

人々が豊かな暮らしを送るために、安心の確保と安全で住み良い環境づくりは、まちづくりの基本である。人と人とのつながりが強く、豊かな自然環境に恵まれた本町で、「住んで良かった」と実感できるよう、防災体制の強化、インフラ整備、福祉・保健・医療体制の充実等を積極的に推進していく。

⑤ 再生可能エネルギーの活用に関する取組み

日南町の資源を活かした、環境を考え自然にやさしく安全な再生可能エネルギー事業を推進し、さらに、再生可能エネルギーの活用により雇用、定住につながるような施策の展開にシフト変換していく。

(2) 主役である町民の声を政策へ反映

○「職員政策提案制度」を活用し、常に町民及び町内事業者ならびに関係機関の意見を聴取し、町民と事業者、行政がともに知恵を出し合い、協働を一層強化するよう政策提案（予算要求）をすること。

町民要望は多様化しており、その要望による予算要求にあたっては、内容の的確な把握に努め、効果や必要性を十分精査検討すること。

また、限られた予算を有効活用し、最少の経費で最大の効果があげられるよう、職員各々の創意工夫、英知により住民サービスの向上に取り組んでいただきたい。

○8月と9月にそれぞれ監査委員及び議会決算審査特別委員会から決算に係る審査意見書等（【別紙1、2】参照）が提出されており、この指摘事項について慎重に検討すること。

(3) P(予算)→D(執行)→C(成果・評価)→A(改善)サイクルで事業の検証

○既存事業の実績・効果等を分析し、併せて事業費や事務量の抑制を図ること。所期の目的を達成した事業、成果が上がっていない事業や社会的に必要性が低下した事業は、事業全体を検証し、新たな町民ニーズに応える新規事業を実施していくために、廃止や縮小、休止、類似事業の統合などを図るよう、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。なお、直ちに見直すことができない場合は、年度途中及び次年度以降での見直しの実施も視野に入れ、継続的な点検等を実施すること。

○予算を消化するという意識から脱脚し、常にコストを意識し、予算見直しへの提案を積極的に行うこと。

○各種団体等に対する補助金については、補助の目的や町及び住民が期待する効果等を十分検証し、社会情勢の変化により、目的、必要性、効果が薄れたものについては、廃止や縮小を行い、「例年どおり」的な要求は厳に慎むこと。

(4) 公共施設等管理の推進

○住民の社会生活の基盤となる道路、橋梁等のインフラ資産、学校、保育園等の公共施設に係る維持管理費については、ライフサイクルコストを考慮した効率的な管理により施設の長寿命化を図るとともに、緊急性、必要性、優先度を見極め、適切に要求すること。

施設や設備等の不具合が顕在化した後に、修繕等の単発的な対処を行うのではなく長期的な視野に立った計画的かつ効率的な維持管理を検討すること。

(5) 各課で予算編成に向けて協議、検討

○各課で事業についての検討を行い、予算編成への意思統一を図っていただきたい。事業担当者の考えで予算計上をせず、担当室・課で検討された予算内容であること。事業によっては他の課との調整が必要な場合があるので、横の連携をしっかりと持つこと。

4. 予算要求基準

(1) 歳入

歳入予算については、経済情勢、国・県等の予算編成及び地方財政対策の動向を注視するとともに、最新の情報収集に努め、自主財源の確保及び依存財源の的確な把握に留意すること。

なお、予算計上した財源の確保が見込めない場合は、財政規律の保持の観点から、執行停止などの措置を講じることになるので、厳に留意されたい。

①町税

経済情勢の動向、制度改正等を見極めながら、的確な収入を見積もること。また、徴税努力を行い、徴収率の更なる向上を図ることにより、収入の確保に努めること。

②地方譲与税、地方消費税交付金等及び地方交付税

国・県の予算編成、地方財政計画や地方交付税制度の状況を注視し、関係法令改正の動向等を十分勘案し見積もりを行うこと。

③分担金及び負担金

事業の性格、実施規模や受益範囲を十分検討し、受益者の応分の負担に努めるとともに、確実に見込まれる額を計上すること。また、条例の改正や制定が必要な場合は、事前協議を行うこと。

④使用料及び手数料

受益者負担の原則を踏まえつつ、他の自治体の状況を把握の上、現在の単価が行政サービスに見合った料金となっているか再確認をすること。また、条例の改正や制定が必要な場合は、事前協議を行うこと。

⑤国・県支出金

事業の緊急性や効果、内容等を精査し、国・県の制度改正や予算編成の動向等を踏まえ、補助対象、補助率、補助単価等を正確に把握し、的確な額を見積もること。補助事業であることを理由に安易に事業選択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。

⑥財産収入

財産の有効活用を図る観点から、現状を把握し、未利用町有財産の活用策を検討し、売却や貸付による収入を適切に見積もり、予算計上すること。

⑦諸収入

前年度の実績を参考に、毎年度収入が見込まれるものは、確実な額を計上すること。宝くじ交付金、スポーツ振興くじ助成など実績の無いものについても検討すること。

⑧町債

町債については、その償還が後年の住民負担になることに留意し、平成28年度の地方債計画、地方財政計画の動向等を勘案して的確に見積もること。起債額を計上、充当する際は、事業の適債性や充当率について事前に総務課財務室と協議をすること。

(2)歳出

最少の経費で最大の行政効果が発揮できるよう、事業の効果や町民ニーズを踏まえた選択を行うとともに、各事業について目的、効果等を十分精査し、客観的かつ効率的な改善に努めること。また、前年度の要求内容をそのまま使用することなく、平成26年度決算、平成27年度執行状況を参考に今一度事業内容を精査し、併せて隔年等の必要経費について要求漏れのないようにすること。

①人件費

給料、職員手当等、共済費については、要求の際各課で9月補正後の予算額を入力すること。編成過程で精査した予算額は、総務課が入力する。

②物件費

(賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等)

- ・賃金（臨時・嘱託職員）については、必要最小限の要求とすること。査定過程で聞き取りを行う。

- ・職員旅費は、県内については原則公用車使用で計上し、県外については必要最小限の範囲で査定する。

- ・需用費（消耗品費、電気料金、上下水道料金、燃料費等）は、徹底した節減に取り組むこと。

- ・食糧費は、原則認めない。

- ・郵券料は、各事業過去の実績を踏まえ、明らかに必要と言える額（数字の根拠を必ず入力する）を計上すること。

- ・電話料、コピー使用料は、削減する工夫をお願いしたい。

※一括支払いについては、半期に一度は執行状況を確認し執行管理の意識を持つこと。

- ・委託料については、安易に従来の方式を踏襲することなく、委託業務の内容及び方法を再検討し、必要最小限の要求とすること。

- ・備品購入費は、購入の必要性や時期を熟考の上要求すること。

③補助費等

各補助金等の交付規則の趣旨を再確認すること。各種団体に対する補助金については、団体の自主的・自立的運営の促進を求め、各課で公益性、公平性、目的の達成度等を十分検討し、その内容、経費を精査し適格な所要額を計上すること。なお、継続事業は、補助金交付の成果が説明できるようにすること。

④建設事業費

補助・単独を問わず、事業計画の再検討を行い、緊急性のあるもののみ要求すること。

⑤維持補修費

施設の必要性等を勘案し、各施設を良好に維持し安全性の確保を図るため、状況を点検調査して、優先的に行うべき修繕を選定し適切な手法を検討し計上すること。

⑥扶助費

関係機関との連絡を密にし、的確な対象人数の把握に努めること。また、法定分と町単独分の明確化を図り、総額を抑制すること。

(3) 特別会計

特別会計においても、一般会計予算要求基準内容に準ずるものとし、事業会計の趣旨に則り、経営状態について十分な分析、検討、収支均衡を図り、原則として独立採算制を基準に健全な事業の確立に努めること。

国民健康保険特別会計

独立採算制の原則により、保険税の的確性と徴収率の向上を図ること。効果的な啓発活動により多受診の防止や保健予防活動に努めるとともに、制度改正等の動向にも十分注視して予算計上すること。

簡易水道事業特別会計

独立採算制を基準に、維持管理諸費の精査や経費削減に努め、改めて事業の健全化について検討すること。行政事務の効率化のため維持管理業務の民間委託を積極的に検討すること。また、消費税率引上げに伴う水道料の改定について留意すること。

農業集落排水事業特別会計

維持管理諸費の精査や経費削減に努めること。消費税率引上げに伴う下水道料の改定について留意すること。また、維持管理部門など民間委託を積極的に検討すること。

介護保険特別会計

介護の実態を把握するとともに、効果的な介護予防活動に努めること。また、制度改正等の動向にも十分注視して予算計上すること。

介護サービス事業特別会計

経年劣化により維持修繕及び更新が必要となってきたため、施設、設備整備について今一度精査すること。

後期高齢者医療特別会計

国・県の動向に注視して、本年度の実績を精査した額を予算計上すること。

再生可能エネルギー発電事業特別会計

発電量の確保に向けた施設の管理を徹底すること。また今後必要とされる導水路の維持補修について検討すること。

病院事業会計

病院負担金の基準について精査に努めること。また、収益的収支は、実態に則した額を予算計上すること。

(4) 債務負担行為

新規に設定する場合は、事業規模、年割額等を十分検討し、後年度の財政負担に留意すること。

※平成28年度予算編成作業日程は、別紙のとおり（【別紙4】参照）。

参考 予算要求事務の流れ

①【各課】平成26年度決算資料、平成27年度予算要求書を参照

平成26年度の決算資料及び平成27年度の予算要求書を参照します。

※予算編成方針、町長示達事項などを一読し、確認してください。



②【各課】要求書の作成

①の予算資料に基づき平成28年度の金額、積算基礎を追記します。金額については、現時点の見積書（複数の業者から取ること）、積算書などを参考に入力原稿を作成します。



③【各課】予算要求

②の入力原稿に基づき、年度、予算区分、所属、事業、会計区分、科目、要求額、積算基礎を入力します。※要求期限 27年12月18日（金）午後5時まで

※予算要求期限を過ぎると、システム上予算査定の段階に入ります。各課による新規入力、修正等ができなくなります。要求書は予算説明資料と違い内部資料ですので極力詳しく記入してください。

・予算の整理の中で新規事業の登録が必要な場合は、別紙登録シートを財務室に提出してください。



④【各課】予算要求関係資料の提出

見積書、要求の根拠となる予算関係資料を事業番号順にまとめて提出してください。

※提出期限 27年12月18日（金）午後5時まで

予算要求書、見積等の要求資料を3部印刷して財務室まで提出してください。



⑤【総務課財務室】総務課査定担当者ヒアリング

総務課長ヒアリング 28年1月4日～8日（予定）

予算要求書等をもとにヒアリングを行います。



⑥【総務課財務室】査定、総務課長内示 28年1月15日（金）予定

ヒアリングをもとに査定を行い、査定結果を通知します。また、予算要求内容の修正があれば行います。



⑦【各課】復活要求書の提出 ※提出期限 28年1月22日（金）午後5時まで

町長協議を必要とする事業について復活要求書を作成し、資料を添付の上提出してください。



⑧【総務課財務室】町長ヒアリング 28年1月25日～29日（予定）

査定、町長内示

復活要求書が提出された事業を中心に町長ヒアリングを行い、査定結果を通知します。



⑨【総務課財務室】予算書作成

【各課】予算説明資料【様式1】作成、提出 ※提出期限 28年2月9日（火）